

建築物空気環境測定業

空気環境測定作業の手順等（記載例）

1 事前打合せ

空気環境測定に当たり、発注者と次の事項について打ち合わせる。

- (1) 測定のポイント数を室の使用状態や空調系統等を考慮し、選定する。
- (2) 測定の主旨・方法等の説明をし、周知させる。

2 作業計画の作成

契約書に基づき、測定計画をたて測定日を決定する。（2か月以内に1回、定期的を実施する。）

3 作業班の編成

測定作業班は、測定実施者〇名、補助者〇名で編成する。

4 空気環境の測定方法

空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて、1日2回（おおむね始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点）、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において行う。

〔測定器の名称や性能を記載すること。デジタル式や複合型の測定器の場合は、その測定方式も記載すること。〕

- (1) 温度 ○○（例：0.5度目盛の温度計）にて測定する。
- (2) 相対湿度 ○○（例：0.5度目盛の乾湿球湿度計）にて測定する。
- (3) 気流 ○○（例：0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計）にて測定する。
- (4) 二酸化炭素 ○○（例：検知管方式による炭酸ガス検定器）にて測定する。
- (5) 一酸化炭素 ○○（例：検知管方式による一酸化炭素検定器）にて測定する。
- (6) 浮遊粉じん ○○（厚生労働大臣の指定した者により較正された機器）にて測定する。

5 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

- (1) 空気環境の測定に用いる測定器は、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行う。
- (2) 浮遊粉じんの測定器については、1年以内ごとに1回厚生労働大臣への登録機関での較正を受ける。
- (3) 測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

6 測定結果報告書作成の手順等

- (1) 空気環境の測定結果報告書を2部作成し、発注者へ1部を提出する。
なお、問題点及び改善点等があれば併せて報告する。
- (2) 測定結果報告書の1部は、保存責任者を選出し、5年間保存する。
保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○